

改正

平成19年 4 月 1 日訓令第17号

平成22年 4 月 1 日訓令第 4 号

平成23年 4 月 1 日訓令第 7 号

平成25年 4 月 1 日訓令第 6 号

岩国城索道安全管理規程

目次

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 輸送の安全を確保するための基本的な方針等（第 3 条）

第 3 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制並びに方法

第 1 節 輸送の安全の確保に関する組織体制（第 4 条・第 5 条）

第 2 節 安全統括管理者等の責務（第 6 条―第10条）

第 3 節 輸送の安全の確保に関する事業の実施及び管理の方法（第11条―第17条）

第 4 章 索道施設の保守及び索道の運行の管理の方法（第18条―第27条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、鉄道事業法（昭和61年法律第92号。以下「法」という。）第38条において準用する同法第18条の 3 第 2 項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事業の運営の方針、事業の実施及び管理の体制、方法を定めることにより、安全管理体制を確立し輸送の安全の水準の維持及び向上を図ることを目的とする。

（適用）

第 2 条 輸送の安全の確保については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 2 章 輸送の安全を確保するための基本的な方針等

（輸送の安全を確保するための方針）

第 3 条 市長は、輸送の安全の確保を最優先として事業活動を行えるよう体制の整備に努めるとともに、索道施設及び職員等（索道の運行業務に携わる係員並びに法第25条第 1 項の受委託の許可を受けた場合においては、第26条第 1 項の規定により業務を受託した者（以下「受託者」という。）及び受託者の雇用する者を含む。以下同じ。）を総合的に活用した輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針を具体的に定め、当該方針に基づき安全性向上のための施策を策定するものとする。

2 前項に規定する輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針は、次に掲げる職員等の安全に係る行動規範によるものとする。

（1） 一致団結して輸送の安全の確保に努める。

（2） 法令、規則及び関連する規程（本規程を含む。以下「法令等」という。）をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正かつ忠実に職務を遂行する。

（3） 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努める。

- (4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取扱いを行う。
 - (5) 事故、事故のおそれのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態（以下「事故、災害等」という。）が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全かつ適切な処置を講ずる。
 - (6) 情報は、漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保する。
 - (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦する。
- 3 市長は、第1項の方針及び前項の行動規範に基づき策定した索道施設及び職員等に係る安全性の維持・向上のための施策を適宜見直すものとし、当該施策に基づく取組の実績その他安全に関する情報については、毎年度、これを取りまとめ安全報告書として公表する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の体制並びに方法

第1節 輸送の安全の確保に関する組織体制

（市長の責務等）

第4条 市長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。

- 2 市長は、輸送の安全を確保するための索道事業の実施及び管理の体制を整備するとともに、索道事業の実施及び管理の方法を定めるものとする。
- 3 市長は、輸送の安全を確保するため、索道事業の実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を行うものとする。
- 4 市長は、輸送の安全確保に関する改善施策の決定に際して、次条及び第6条に規定する安全統括管理者の意見を尊重しなければならない。
- 5 市長は、索道事業に必要な計画の策定に際して、次条第1項各号に掲げる責任者その他必要な者に輸送の安全確保に関する検証を行わせるものとする。
- 6 市長は、事故、災害等の規模、内容等に応じ、対応方法その他必要な事項を定め、職員等に周知し、徹底しなければならない。

（組織体制）

第5条 本市の索道事業における安全確保に関する組織体制は、別表のとおりとし、次の各号に掲げる責任者の役割及び権限は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 安全統括管理者 索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
 - (2) 索道技術管理者 安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理その他の技術上の事項に関する業務を統括管理する。
 - (3) 索道技術管理員 索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。
- 2 前項の責任者の選任、解任等については、これを職員等に周知することにより、輸送の安全確保に関する責任体制を明らかにするものとする。
- 3 第1項の責任者は、輸送の安全確保に関する情報に係る相互の連絡を緊密にし、打合せを正確に行うことにより、各々の業務を適切に遂行できるようにするものとする。
- 4 市長は、第1項の責任者が事故等によりその職務を遂行できないときは、その都度適切な者にその職務を代行させる。

第2節 安全統括管理者等の責務

(安全統括管理者の選任及び解任)

第6条 市長は、安全に関して十分な知識及び経験を有し、法第38条において準用する同法第18条の3第2項第5号及び鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号。以下「施行規則」という。）第58条の4に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 市長は、安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、これを解任する。

- (1) 人事異動等により安全統括管理者の要件を満足しなくなったとき。
- (2) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (3) 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (4) 法令等に違反する等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第7条 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 安全確保を最優先した輸送業務の実施及び管理部門を統括管理すること。
- (2) 職員等に対し、法令等の遵守と安全第一の意識を徹底させること。
- (3) 輸送業務の実施及び管理の状況について、随時確認を行い、必要な改善措置を講じること。
- (4) 輸送の安全確保に関する事業運営上の重要な決定に参画し、市長その他必要な者に対し、輸送の安全の確保に関し、その職務を行う上での必要な意見を述べること。
- (5) 輸送の安全の確保に関し、事故、災害等その他必要な情報を収集し、索道技術管理者その他必要な者にこれを周知し、指示を行うこと。

(索道技術管理者の選任及び解任)

第8条 市長は、索道の技術に関して十分な知識及び経験を有し、施行規則第58条の5に規定する要件を満たす者の中から索道技術管理者を選任する。ただし、法第25条第1項の受委託の許可を受けた場合においては、受託者から選任し、市長が管轄運輸局に届け出る。

2 第6条第2項の規定は、索道技術管理者の解任について準用する。この場合において、同項第1号及び第4号の規定中「安全統括管理者」とあるのは「索道技術管理者」と読み替えるものとする。

(索道技術管理者の責務)

第9条 索道技術管理者は、次に掲げる業務を統括管理する責務を有する。

- (1) 索道の運行
- (2) 索道施設の保守
- (3) 係員の教育訓練

(索道技術管理員の選任及びその責務)

第10条 市長は、索道技術管理者の業務を補助させるとともに、索道の運行を管理させるため、施行規則第58条の7に規定する要件を満たす者の中から索道技術管理員を選任する。ただし、法第25条第1項の受委託の許可を受けた場合においては、受託者から選任

する。

- 2 索道技術管理員は、勤務実態を考慮し索道の運行の管理に支障を生じないように必要となる者を選任する。
- 3 索道技術管理員は、次に掲げる業務を管理する責務を有する。
 - (1) 索道の運行
 - (2) 索道施設の保守

第3節 輸送の安全の確保に関する事業の実施及び管理の方法

(業務報告)

第11条 安全統括管理者は、輸送の安全確保に関する業務を統括管理するため、不安全行動などの安全を損なう事態その他輸送の安全の確保に有効な情報等について、索道技術管理員に随時報告を求めるものとする。

- 2 職員等は、輸送の安全の確保に関し、相互に必要な情報を伝達しなければならない。
(事故防止対策の検討)

第12条 安全統括管理者は、事故、災害等その他輸送の安全確保に資する情報を分析、整理し、事故防止対策の検討を行うものとする。

- 2 安全統括管理者は、前項の検討に基づき、不安全事象の再発防止又は安全意識の向上の観点から輸送業務に携わる者に知らしめることが必要であると認められる事項については、共有できるようにしなければならない。
(業務の確認)

第13条 安全統括管理者は、適宜、事業所に赴き輸送に係る業務の実施及び管理の状況を確認することにより、潜在する危険要因を抽出し、業務改善が必要な事項についての的確な措置を講ずるものとする。

(安全管理体制の維持のための教育訓練)

第14条 安全統括管理者は、安全管理体制の維持、改善に必要な教育訓練を適宜実施しなければならない。

(安全管理に関する規程等の整備)

第15条 市長は、輸送の安全を確保するため、本規程、岩国城索道運転取扱細則（平成18年規則第122号。以下「運転細則」という。）のほか、索道施設の保守及び索道の運行に関して必要な規程等を定めなければならない。

(規程、帳票類等の備付け及び記録の管理等)

第16条 本規程その他の輸送の安全確保に関する規程、索道施設の構造、性能等に係る帳票類その他必要な資料等は、必要な部署に備え付け、適切に保管するものとする。

- 2 安全統括管理者の意見及び輸送の安全の確保に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録は、記録を作成し、適切に保管するものとする。
- 3 前2項のほか、輸送の安全確保に関する規程、帳票類その他資料の管理の方法、必要な文書の記録及び保管の方法は岩国市文書取扱規程（平成18年訓令第10号）による。

(内部監査)

第17条 産業振興部長は、安全管理体制が適切に確立され機能していることを確認するため、定期監査にあつては年1回、臨時監査にあつては必要があると認めるときに随時実施し、市長に報告しなければならない。

第4章 索道施設の保守及び索道の運行の管理の方法

(索道施設の設置及び改良)

第18条 索道技術管理者は、索道施設の設置又は改良に当たり輸送の安全確保に支障が生じないように整備計画を策定し、安全統括管理者に報告するものとする。

2 索道技術管理者は、索道施設の設置又は改良の実施に当たっては、適宜検査等を行い適切に施工されていることを確認しなければならない。

(索道施設の保守管理計画の作成)

第19条 索道技術管理者は、索道施設を常に安全な状態に保持するため、検査、整備等の索道施設の保守に関する計画を作成し、安全統括管理者に報告するものとする。

2 前項の計画は、索道の基数、施設整備に係る担当者数、作業量等を十分考慮し、かつ、索道の安全な運行に支障を生じないものとしなければならない。

3 索道技術管理者は、第1項の計画の実行に支障を生じないように要員の確保、交換部品の供給等に努めなければならない。

4 索道技術管理者は、索道施設の検査、整備に係る作業の方法、手順等を定め、これを係員に周知し、徹底するものとする。

(交番表の作成)

第20条 索道技術管理者は、索道の種類、方式、旅客の状況等に応じて、輸送の安全を確保するための係員の配置及び作業の標準を定め、安全統括管理者に報告するものとする。

2 索道技術管理者は、前項の標準に従い、定められた索道の運行時間に対応した係員の交番表を作成するものとする。

3 索道技術管理者は、索道の運行に支障を生じないように、所要の係員を配置しなければならない。

(始業点検)

第21条 索道技術管理者又は索道技術管理員は、運行開始前に始業点検を実施し、運行に支障のないことを確認し、所要の係員が所定の配置についたことを確認した後でなければ運行を開始してはならない。

(乗車人員、乗車制限等)

第22条 索道技術管理者は、運転細則に規定する乗車人員及び積載量の管理、危険品所持者その他の乗車制限に係る取扱いを係員に周知し、徹底しなければならない。

(異常気象時の対応)

第23条 索道技術管理者及び索道技術管理員は、気象の状況に留意し、輸送の安全に支障を生ずるおそれがある場合には、運転細則の規定に基づき、運行停止の指示その他の適切な措置を講じなければならない。

(係員の資質の維持)

第24条 索道技術管理者は、係員に対し教育訓練を行い、必要な知識及び技能を保有していることを確認し作業を行わせるものとする。

2 索道技術管理者又は索道技術管理員は、係員が知識及び技能を十分に発揮できない心身状態にあると認めるときは、作業を行わせてはならない。

3 索道技術管理者は、係員の資質の充足状況に疑義のある報告を受けた場合、知しつ度等を確認した上で必要な教育計画を策定し、教育訓練を実施するものとする。

(事故発生時等の対応訓練)

第25条 索道技術管理者は、運転細則の規定に基づき、事故発生時に係員が迅速かつ的確に対応できるように、あらかじめ係員の役割を定めるとともに、定期的に救助等に関する訓練を行うものとする。

(業務の受委託)

第26条 市長は、法第25条第1項の規定により索道の運行管理及び保守管理の業務を委託する場合にあっては、一般公募により受託者を選定し、受託者が行う業務の範囲、責任体制等の詳細については、別に定めるものとする。

2 受託者は、所属する職員等の中から受託業務の責任者を選任するとともに、職員等が適切に業務を行うように措置する。

3 安全統括管理者は、必要に応じて委託業務に必要な情報の伝達及び指導を受託者に行う。

4 安全統括管理者は、受託者に対して、所属する職員等が作業を行うために必要な知識及び技能を保有するよう教育及び訓練を実施させるとともに、遅滞なくその結果を報告させ、当該内容を確認する。

5 安全統括管理者は、委託業務の実施により事故等が発生したとき、又は異常を認めたときには、受託者に速やかに状況を報告させ、必要な指示を行う。

(補則)

第27条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日訓令第17号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月1日訓令第4号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日訓令第7号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日訓令第6号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第 5 条関係）
安全確保に関する組織体制図

